

一九四二年度會計報告

總會御通知

▲毎日十二時半より二十四時
会則第十六條の規定に據り來

▲診療時間午後三時より五時まで
午後三時より五時まで

▲クのジョの御用命は
専門店へ

時局がら労働者の傷害保険と
窓ガラスの保険をつけられたし、

損益表

昭和十九年二月廿九日

計

右借方合計

同貸方合計

今期缺損

元、五、六、五

右会計監査仕帳

元、五、六、五